

第 2 号

令和5年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）

令和5年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 151,540千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,556,856千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		10	△ 8	2
	1 一般会計 繰入金	10	△ 8	2
2 繰越金		4,060	2	4,062
	1 繰越金	4,060	2	4,062
3 諸収入		1,704,326	△ 151,534	1,552,792
	1 貸付金 元利収入	1,700,129	△ 151,200	1,548,929
	2 雑収入	4,197	△ 334	3,863
歳入合計		1,708,396	△ 151,540	1,556,856

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 商 工 費		千円 9,993	千円	千円 9,993
	1 中 小 企 業 振 興 資 金	9,993		9,993
2 公 債 費		1,657,038	△ 126,476	1,530,562
	1 公 債 費	1,657,038	△ 126,476	1,530,562
3 諸 支 出 金		41,365	△ 25,064	16,301
	1 繰 出 金	41,365	△ 25,064	16,301
歳 出 合 計		1,708,396	△ 151,540	1,556,856

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	令和6年度	千円 263